

事務連絡
令和2年3月18日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局）
認定こども園主管部（局）
教育委員会
私立学校主管部（局）
各種学校主管部（局）
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管部（局）

御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局保護課
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局総務課認知症施策推進室
老健局高齢者支援課
老健局振興課
老健局老人保健課
内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省大臣官房国際課
総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課
健康教育・食育課

介護施設等に対する布製マスクの配布について

本年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（新型コロナウイルス感染症対策本部）において、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）の現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行き渡るよう、十分な量を緊急に配布するとされています。

これを踏まえ、下記のように介護施設等に対し布製マスクを配布する予定ですので、各都道府県におかれましては御了知いただくとともに、管内市町村や貴

部局所管の関連団体、関連施設にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1 介護施設等に対する布製マスクの配布方法

(1) 概要

- 介護施設等に対する布製マスクについては、メーカー等から布製マスクを確保次第、原則として国から直接、介護施設等に対し、順次、送付いたします。

(2) 配布対象施設等

- 配布対象の施設等は、高齢者施設・事業所、障害福祉サービス等施設・事業所、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等です。

（詳細については、（別紙）「配布対象となる施設・サービス等の種類」を参照。）

- 個々の配布対象の施設等については、自治体の協力も得ながら、国において送付先リストを作成します。

(3) 配布枚数等

- 配布する布製マスクは大人用のサイズであり、配布に当たっては、
 - ・ 高齢者施設・事業所、障害福祉サービス等施設・事業所、保護施設等（生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は除く。）は、職員と利用者を対象とした枚数、
 - ・ 保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分。）、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は、職員を対象とした枚数を配布することとしています。
- 配布枚数の算出に当たっては、速やかに広く配布する観点から、介護報酬データ、障害福祉サービス等報酬データ、情報公表制度のデータ等を活用しつつ、自治体の協力も得ながら得た職員や利用者の人数等を踏まえ、配布の枚数を設定しております。
- 布製マスクとともに、介護施設等に対する布製マスクの配布事業の趣旨や布製マスクの使い方・洗濯方法、問合せ先等を記載した説明文を同封いたします。

(4) 配布時期、配布方法

- 配布については、メーカー等から布製マスクを確保次第、原則として国から介護施設等に対し、日本郵便の配達網により、順次、配布いたします。

(5) お問い合わせ窓口での対応

- マスクが届いていない等の布製マスクの配布に関する問合せ窓口については、上記(3)で同封予定の説明文で案内いたします。

2 介護施設等に対する周知の依頼等

(1) 介護施設等に対する周知の依頼

- 各都道府県におかれましては、介護施設等に対する布製マスクの配布について、対象となる施設等が予め本事業の内容を知ることができるよう、関係団体を通じた周知、ホームページでの周知等、地域の実情に応じた周知をしていただけますよう、お願いいたします。

(2) その他

- 介護施設等への今般の配布については、日本郵便の配達網を活用し、原則として国から直接、施設等に配布することとしておりますが、都道府県において直接配布を希望される場合は、3月23日までに下記の担当者連絡先までご相談ください。

担当者連絡先 マスク等物資対策班（ガーゼ担当）
TEL 03(5253)1111 内線8111
03(3595)3454（夜間直通）
MAIL : nuno-mask@mhlw.go.jp

(別紙)

配布対象となる施設・サービス等の種類

高齢者施設・事業所（注１）、障害福祉サービス等施設・事業所（注２）、保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等（注３）、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、保護施設等（注４）

（注１）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）

（※）在宅サービス利用者分の配布方法等、各サービス類型ごとの配布方法については、介護施設等に布製マスクを配布する際に同封する説明文にお示しいたします。

（注２）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所

（注３）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、子どもの生活・学習支援事業の事業所

（注４）救護施設、更生施設、宿所提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む）、無料低額宿泊所、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所